

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づく 取組の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表について

大里広域市町村圏組合では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、「大里広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、全ての職員が職業生活と家庭生活の両立が図れるような職場環境の整備に努めています。女性活躍推進法に基づき「取組の実施状況」及び「女性の職業選択に資する情報」を下記のとおり公表します。

第1 取組の実施状況

女性活躍推進法第19条第6項に基づき、計画に定める目標に関する実施状況を公表します。

○一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標)
年次有給休暇の平均取得日数	8.4日	9.4日	9.6日	10日以上

第2 女性の職業選択に資する情報

女性活躍推進法第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報として、下記のとおり公表します。

1 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

	令和6年度			
	職員数	日数又は時間数	平均取得日数	取得率
男性	1人	61日	61日	100%
女性	0人	0日	0日	0%

2 男性職員の出産補助休暇・育児参加休暇の取得率及び平均取得日数

	令和6年度			
	職員数	日数又は時間数	平均取得日数	取得率
出産補助休暇	1人	2日	2日	100%
育児参加休暇	0人	0日	0日	0%

3 職員一人当たりの超過勤務時間

	令和5年度			令和6年度		
	職員数	時間数	一人当たり 月平均時間数	職員数	時間数	一人当たり 月平均時間数
超過勤務時間	32人	2,988時間	7.5時間	32人	2,547時間	6.6時間

4 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

管理的地位にある職員とは、部長級、課長級及び副課長級の職員をいいます。

	令和 5 年度			令和 6 年度		
	職員数	うち女性	割合	職員数	うち女性	割合
管理職全体	14 人	2 人	14.3%	14 人	3 人	21.4%

5 各役職段階の職員数及び女性割合

役職段階	令和 5 年度			令和 6 年度		
	職員数	うち女性	割合	職員数	うち女性	割合
部長級	2 人	0 人	0%	2 人	0 人	0%
課長級	3 人	0 人	0%	3 人	0 人	0%
副課長級	9 人	2 人	22.2%	9 人	3 人	33.3%
主幹級	0 人	0 人	0%	1 人	0 人	0%
係長級	20 人	5 人	25.0%	19 人	4 人	21.0%
主任級	11 人	3 人	27.3%	11 人	5 人	45.5%
主事級	1 人	1 人	100.0%	1 人	0 人	0%
全 体	46 人	11 人	23.9%	46 人	12 人	26.1%

6 職員の給与の男女の差異の情報公表

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.6%
全職員	63.5%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・次長相当職	—
課長相当職	—
課長補佐相当職（副課長）	94.1%
係長相当職（主幹・主査）	104.4%

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	87.2%
26～30年	94.7%
21～25年	98.6%
16～20年	—%
11～15年	111.5%
6～10年	67.1%
1～5年	—%

【説明欄】

局長・次長相当職区分及び課長相当職区分には女性の職員がいないため。
36年以上、16～20年、1～5年区分には女性の職員がいないため。